

字

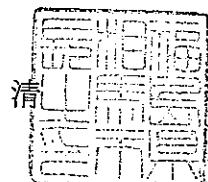
相馬市告示第19号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和3年3月23日

相馬市長 立 谷 秀



字の区域の変更調書

和田 館前	和田 柴迫	新		地 番
		大字 小字	大字	
和田	和田			九、一一、一二の一、一二の三の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
坂下	下柴迫			
四六から五一まで、五二の一、五二の二、五三から五六まで、六〇から六二まで、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五の一、六五の三、六六の一、六七の一、六七の二、六八の一、六八の二、六九、七〇、七一の一、七一の二、七二の一、七二の二、七三の一、七四の一、七五の一、七五の二、七六の一、七六の二、七七、七八、七				

和田		大字 新	小字 新
和田	館前	大字 旧	小字 旧
和田	和田	坂下	九の一、七九の二、八〇の一、八〇の二、八一の一、八二の一、八二の三、八三の一、八三の二、八四の一、八四の二、八五、八六の一部、八七の一の一部、八七の二の一部、八八の一の一部、八八の二の一部、八九の三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部
二の一の一部、二の五の一部、三、四の一の一部、八の一の一部、九	北ノ坪		八五の一部、八六の一部、八七、八八の一部、八九の一部、九〇から九二まで、九五から九七まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

大字	新	地番
小字	和田館前	
大字	和田	旧
小字	末無	
和田 末無	和田	
和田 北ノ坪	末無	
有地の一部	<p>、一〇、一一の一の一部、一四の一の一部、一五から一八まで、一九の 一部、二〇の一の一部、二〇の四の一部、二二、二三及びこれらの 区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部</p> <p>一の一部、八の一部、九の一部、一六の一部、一七の一部、三四の一部 、三五の一部、四一の一部、四二の一部、五六の一部、五七の一部、六 四の一部、六五の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公 有地の全部並びに七二に隣接する道路、水路である公有地の全部、和田 字末無二四、三五、三六に隣接する和田字北ノ坪の道路、水路である公 有地の一部</p>	

大字 和田	大字 和田	新 地番
小字 末無		新 地番
大字 和田	大字 和田	旧 地番
小字 道下	大字 道下	旧 地番
和田 北ノ坪	一の一部、二の一部、三の一部、四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	一の一部、二の一部、三の一部、四の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、和田字道下四九に隣接する和田字北ノ坪の道路、水路である公有地の全部